

ぎふ長良川花火大会実行委員会キッチンカー等営業規則

令和8年5月25日

規則第1号

(目的)

第1条 このキッチンカー等営業規則は、岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例第54号）の趣旨に従い、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下「反社会的勢力」という。）が利することを防止し、キッチンカー等の営業者の秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とぎふ長良川花火大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(キッチンカー等の営業申請)

第2条 キッチンカー等を営業しようとする者は、あらかじめそのキッチンカー等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者や使用人の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達成するために、実行委員会が規定する事項について、キッチンカー等出店申込書（様式第1号）、表明・確約に関する同意書（様式第2号）、地割り表及びそれらのデータ（USB）を実行委員会へ提出し、証明書（様式第3号）の発行を得なければならない。

(関係機関への意見聴取)

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、キッチンカー等の営業の申請を行った者及びそのキッチンカー等の営業にかかる責任者及び使用人等、又はその関係者等が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(営業の拒否)

第4条 実行委員会は、次に掲げる場合においてキッチンカー等の営業の証明書を発行しないものとする。

証明書は暴力団排除条例に則した者の証明で営業内容（飲食等）を補償するものではない。又、営業内容に関わる利用者からの責任は負わない。

- 1 露店等の営業をする者が反社会的勢力である場合。
- 2 反社会的勢力と生計を一にする者。
- 3 反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与している個人又は法人等。
- 4 反社会的勢力であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等。
- 5 その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、反社会的勢力を利用している個人又は法人等。

- 6 反社会的勢力に対して金品を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等。
- 7 その理由を問わず、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等。
- 8 その他前各号に準ずる者。

(営業証明書の掲示)

第5条 キッチンカー等の営業者は、実行委員会が発行した営業の証明書を店舗の外部からわかり易い場所に掲示して、営業を行わなければならない。

(営業証明書の解除)

第6条 実行委員会は、次に掲げる場合において、各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、営業の証明書を取り消すことができる。

- 1 営業の証明書を得た者が、第4条各号の規定に該当すると判明した場合
- 2 営業の証明書を得た者が、虚偽の申請で営業の証明書を得たことが判明した場合
- 3 営業の証明書を得た者と現に営業している者が、異なることが判明した場合
- 4 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- 5 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装又は態度をとった場合
- 6 実行委員会等大会関係者の指示に従わない場合

(キッチンカー等の使用人の届出)

第7条 キッチンカー等を営業しようとする者は、従業員として当該使用人の住所、氏名、生年月日などを実行委員会に届出なければならない。

従業員の変更は、花火大会 15 日前までに一括して届け出をして照会を受けなければならない。

これによらない使用人の変更は認めないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年5月18日より実施する。